|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶桑町　地域生活支援拠点　緊急時における評価指標 | | |
| a-01① | | 拠点コーディネーターを配置しているか  ・コーディネーターとしての配置はしていない。  ・町の相談員２名、ふそう相談員１名に役割として  お願いしている。 |
|  | |  |
|  | |  |
| a-01② | | 配置している場合、コーディネーターとして期待される役割を担うことができているか |
|  | | ・形としてできていない。 |
|  | |
| a-02① | | 緊急時の支援が見込めない障害者等を拠点等として事前に把握しているか |
|  | | ・部会を通じて相談支援専門員他関係機関へ  緊急時の支援が見込めない世帯についてアンケートを実施し、人数は把握している。  ・具体的には把握していない。 |
|  | |  |
| a-03① | | 緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理をしているか  ・登録、管理できていない。 |
| a-03② | | 事前把握した名簿の更新を行っているか  ・できていない |
| a-03③ | | 緊急時に対応するために必要な情報（障害者等の状態像、同居する家族の連絡先等）を適切に把握しているか  ・各機関が把握しているのみ。 |
|  | |  |
| a-04① | | 「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関との間で情報共有をしているか  ・共有はしたが視覚化できていない。 |
| a-04② | | 個別事例ごとに、緊急時の対応の仕方や協力機関が決められていて、障害者等・家族・関係機関等と共有されているか  ・個別事例ごとに決められてはいない。 |
| a-04③ | | 緊急時に利用する機関がある場合に、平時において障害者等・家族がその機関を見学、体験利用等を行っているか  ・特段行っていない。 |
| a-05① | | 事前把握していない障害者等について、緊急時の対応が必要になった際に、支援できる体制について検討・準備しているか  ・検討、準備はしている。 |
| a-05② | | 障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害者について、緊急時の対応が必要になった際に、市町村長が「やむを得ない理由による措置」に基づき支援できる体制について検討・準備しているか  ・検討、準備はしている。 |
| a-06① | | 緊急時対応の場合において、必要に応じて市町村による対応指示が行われる体制を確保するなど、指揮命令系統を確保しているか  ・福祉児童課内では確保している。  　日中は福祉児童課、夜間は守衛から福祉児童課  　へ連絡が回る。 |
| 評価指標 | | |
| b-01① | | 拠点等として「相談」を行う実施機関を位置付けているか |
|  | | ・位置づけてはいないが町相談員、ふそう相談員が  担うだろうと思っている。 |
| b-02① | | 24時間の相談体制を確保しているか |
|  | | ・確保していないが、役場閉館後は守衛が受付をする。 |
| b-03① | | 拠点等において「相談」に関わる実施体制の人員に不足はないか |
|  | | ・不足かどうかは検証できていない。 |
| b-03② | | 緊急的な相談について必要に応じて緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなど、適切に対応ができているか  ・試行できていない。 |
| c-01① | **「緊急時」の該当基準や要支援者の受入基準を策定し、実施機関に周知しているか**  **・周知していない。** | |
| c-01② | **「緊急時」に適切に対応するためのマニュアルやフローチャートを策定し、実施機関に周知しているか**  **・周知していない。** | |
| c-02① | 「緊急時の受入・対応」の機関は十分に確保しているか  ・十分には確保できていない。 | |
| c-02② | 不足する場合、地域の緊急受入先の確保・開拓をしているか  ・短期入所の他、公共施設になると推測しているが確保はしていない。 | |
| c-02③ | 緊急保護時の不測事態に備えた医療機関等との連携体制を確保しているか  ・話はしてあるが明確な連携体制はない。 | |
| c-03① | 自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所（拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所）との連携体制を確保しているか  ・確保していない。 | |
| c-03② | 自拠点等で受入困難時の連携している事業所の担当者及び連絡先を把握し、事業所内で共有しているか | |
| c-03③ | 当該事業所において、受け入れ対応が可能（又は困難）な障害者等の状態像を把握しているか | |

**扶桑町地域生活支援拠点　緊急時支援等の利用に係るフローチャート**

【緊急時の定義】（例）

１障がい者等の家族、養護者が亡くなる又は、急な入院、事故や、やむを得ない事情で居住地から不在になり、障がい者等のケアや日常生活が危ぶまれ、在宅で生活ができなくなる場合。

２災害（台風、大雨、地震等）により、障がい者等は居住している住居が災害に遭い、障がい者等のケアができなくなる場合。

３その他、町長が緊急時と認める場合。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【登録・把握】（今後の課題）

事前に、登録をして緊急時の支援の方法を決めておくことができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【フローチャート】（例）

緊急事態発生

　　　福祉サービス利用中の方　　　　　　　　　　　　福祉サービスの利用がない方

福祉児童課職員

障害児・者総合相談センターふそう

福祉児童課職員

障害児・者総合相談センターふそう

出動、移送

出動

安全な公共施設等へ移送、確保

契約なし

短期入所受け入れ

契約短期入所受け入れ

契約短期入所

太朗と花子

受け入れ不可

その後の生活について関係者で会議

住居先を検討、決定

その後の生活について関係者で会議。住居先を検討、決定